広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務基本仕様書

１　委託業務名

　　広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務

２　業務の目的

　　介護職員の研修機会の確保が難しい小規模事業所を対象として、介護技術等専門分野の講師の派遣による研修を実施する（出張講座）ことにより、質の高い中核的な介護人材の育成・定着を図ろうとする事業者を支援することを目的とする。

３　委託期間等

　(1)　委託期間

　　　契約締結の日から令和４年３月３１日まで

　(2)　履行期間

　　　契約締結の日から令和４年３月３１日まで

４　実施場所

　　広島市内

５　委託内容

　(1)　対象となる小規模事業所

　　　別表に掲げる介護サービス事業所等のうち、運営規模が次のいずれかに該当する事業所

　　ア　利用定員のある事業所の場合、定員２９人以下

　　イ　利用定員のない事業所の場合、利用実人員（直近１か月または直近３か月平均）が４０人以下

　(2)　事業内容

　　ア　研修の内容

　　　　次に掲げる研修科目の専門家を講師として小規模事業所に派遣し、研修を実施する。

　　　(ｱ)　就業環境の改善に関する研修

　　　(ｲ)　福祉・介護職にかかる質向上研修

　　　(ｳ)　対応力向上研修

　　　(ｴ)　メンタルマネジメントに関する研修

　　　(ｵ)　事業所の管理運営に関する研修

(ｶ)　その他

　　イ　研修実施に係る条件等

　　　(ｱ)　研修の受講主体は各小規模事業所とするが、複数の小規模事業所による合同での受講も可とする。

　　　(ｲ)　研修の受講回数は、対象事業所ごとに１年度当たり３回を限度とする。

　　　(ｳ)　１回当たりの研修の受講人数は、５人以上を基本とする。

　　　(ｴ)　１回当たりの研修時間は、２時間を基本とする。

　　　(ｵ)　各年度における延べ実施回数は、平成３１年度においては１００回以内、令和２年度以降においては、１５０回以内とする。

　　　　　　ただし、令和２年度以降の延べ実施回数ついては、広島県地域医療介護総合確保事業補助金の内示額の範囲内に削減することがある。

　　ウ　費用負担

　　　(ｱ)　研修実施に係る費用のうち、講師謝礼金については１回当たり２万円、講師交通費については１回当たり８千円を上限に広島市が負担し、各々これを超える場合は研修を受講する小規模事業所（以下「受講者」という。）が負担する。

　　　(ｲ)　資料・教材費等(ｱ)以外の費用については、受講者が負担する。

　　　(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)により受講者に費用負担が生じた場合、その費用は受講者が受注者に支払うものとする。

　　エ　研修の手続等

　　　(ｱ)　受講申し込み

　　　　　 受注者は、研修の受講を希望する小規模事業所から所定の申込書を受理する。

　　　(ｲ)　受講の決定

　　　　　 受注者は、受講申込者が小規模事業所であることを確認した上で、受講の可否を決定し、申込者にその決定内容を通知する。

　　　　　 なお、受講決定にあたり疑義が生じた場合、受注者は市にあらかじめ協議した上で受講の可否を決定する。

　　オ　研修の実施

　　　　受注者は、研修時期、場所及び具体的な内容について、受講者と協議した上で派遣する講師を調整し、研修を実施する。

　　カ　事業の周知

　　　　受注者は、本事業が広く小規模事業所に周知されるよう、効果的な広報を行う。

　(3)　その他

　　　委託内容については、研修の実施状況等を勘案して、必要に応じて変更を検討するものとする。

６　事業等の周知

　　事業内容等については、市のホームページで公表する。具体的な研修内容等については、市及び受注者のホームページ等において広く周知を図る。

７　受注者の責務

　(1)　実施体制の整備

　　　受注者は、事業目的を十分に理解の上、委託業務の遂行に必要な体制を整え、必要に応じて市と協議・調整を行いながら、本委託業務内容を誠実に実施しなければならない。

　(2)　月例報告

　　　受注者は、研修の実施状況について、研修実施月の翌月１０日までに、月例報告書を提出する。

　(3)　年次報告

　　　受注者は、研修の実施状況について、研修実施年度の３月３１日までに、収支精算書を添えて年次報告書を提出する。

　(4)　業務実施報告

　　　受注者は、本委託業務が完了したときは、速やかに業務実施報告書を提出する。

　(5)　秘密の保持

　　ア　受注者は、本委託業務に関し市から受領又は閲覧した資料等を市の了解なく公表又は使用してはならない。

　　イ　受注者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

　　ウ　受注者は、本委託業務で知り得た個人情報を委託事業以外に利用してはならない。本委託業務終了後も同様とする。

　(6)　個人情報の保護

　　　受注者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島市個人情報保護条例（平成16年3月30日広島市条例第4号）を遵守しなければならない。

　(7)　再委託の制限

　　　受注者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に市に協議し、承認を得なければならない。

　(8)　研修実施効果等の調査

　　　受注者は、研修終了後受講者へのアンケート調査を実施し、受講者の研修に対する要望等の把握に努め、実施内容の充実を図るものとする。

　(9)　その他

　　　本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、市と協議する。

８　その他注意事項

　(1)　本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

　(2)　５(2)イ(ｵ)ただし書きにより、令和２年度以降の延べ実施回数を削減した場合は、広島県地域医療介護総合確保事業補助金の内示額を上限として委託料を減額し、変更契約を締結する。

　(3)　研修実施に係る必要経費については、委託料を事務局経費及び講師謝礼金、講師交通費等に充て、当該経費に係る受講者の超過負担分や資料・教材費は、受講者から徴収する負担金により賄うこととする。

　(4)　受注者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守する。

別表（対象となる介護保険サービス事業等）

|  |
| --- |
| 訪問介護  夜間対応型訪問介護  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  訪問入浴介護  介護予防訪問入浴介護  通所介護  地域密着型通所介護  認知症対応型通所介護  介護予防認知症対応型通所介護  短期入所生活介護  介護予防短期入所生活介護  短期入所療養介護  介護予防短期入所療養介護  認知症対応型共同生活介護  介護予防認知症対応型共同生活介護  特定施設入居者生活介護  介護予防特定施設入居者生活介護  地域密着型特定施設入居者生活介護  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  介護老人保健施設  介護療養型医療施設  介護医療院  小規模多機能型居宅介護  介護予防小規模多機能型居宅介護  看護小規模多機能型居宅介護  訪問介護サービス（総合事業）  生活援助特化型訪問サービス（総合事業）  １日型デイサービス（総合事業）  短時間型デイサービス（総合事業） |